

2024年10月8日

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会
製品水委員会 品質規格部会

フォークリフトの点検について

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難う御座います。

定期的を実施して頂いているフォークリフトの点検、検査（労働安全衛生規則 第 151 条）について、リフト本体の入替や倉庫内の配置変更等、様々な変更による記録表や作業計画は更新されていますでしょうか？

記録表等をご確認頂き、更新が必要な箇所がございましたら、更新をお願い致します。

敬具

記

● 作業計画（労働安全衛生規則 第 151 条の 3）

あらかじめ当該作業に係る場所、広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

作業計画を定めた時、関係労働者に周知しなければならない。

参考様式、記入例は、下記（URL）よりダウンロードしてください。

[フォークリフト作業計画の参考様式等をご活用ください \(mhlw.go.jp\)
001165575.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001165575.pdf)

 <https://jsite.mhlw.go.jp> > ... > 安全衛生関係

フォークリフト作業計画の参考様式等をご活用ください

今般、作業計画を作成するときの参考書式を掲載しましたので、ダウンロードする等により自社の作業計画の作成時にご活用ください。（掲載用様式）フォークリフト作業計画

 <https://jsite.mhlw.go.jp/content/content>

フォークリフト作業計画

③フォークリフト運転技能講習修了証を携帯する。④作業開始前点検を確実にを行う。⑤作業場で定められた制限速度以内で走行する。⑥他の作業者に接触するおそれのあるとき...

フォークリフト 作業計画



● 点検、検査

[定期自主検査] 労働安全衛生規則 第 151 条の 21

1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期的に次の事項について自主検査を行わなければならない。

1. 圧縮圧力
2. デファレンシヤル、プロペラシャフトその他動力伝達装置の異常有無
3. タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常有無
4. かじ取り車輪左右回転角度、ナックル、ロッドアームその他操縦装置の異常有無
- 5～9.その他 4 項目

[定期自主検査] 労働安全衛生規則 第 151 条の 22

1 月を超えない期間ごとに 1 回、定期的に次の事項について自主検査を行わなければならない。

1. 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常有無
2. 荷役装置及び油圧装置の異常有無
3. ヘッドガード及びバックレストの異常有無

[定期自主検査の記録] 労働安全衛生規則 第 151 条の 23

自主検査を行なったときは、次の事項を記録し 3 年間保存しなければならない。

1. 検査年月
2. 検査方法
3. 検査箇所
4. 検査結果
5. 検査実施者の氏名
6. 補修等の措置内容

[作業開始前点検] 労働安全衛生規則 第 151 条の 25

その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

1. 制動装置及び操縦装置の機能
2. 荷役装置及び油圧装置の機能
3. 車輪の異常の有無
4. 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

フォークリフトの点検、検査についての詳細は、フォークリフト購入元（販売代理店等）にお問い合わせ願います。

以上

このポスターは、JDSA ホームページよりダウンロードすることが可能です。

[案内物のご案内 | 日本宅配水&サーバー協会 \(jdsa-net.org\)](http://jdsa-net.org)



製品水委員会 品質規格部会では、更なる宅配水業界の健全なる発展を目指して参ります。
委員会活動へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association